一　欧州投資銀行
二　EUROPEAN INVESTMENT BANK
三　BANQUE EUROPÉENNE D'INVESTISSEMENT
四　BANCO EUROPEU DE INVESTIMENTO
五　DEN EUROÆISKE INVESTERINGSBANK
六　EUROPÄISCHE INVESTITIONSBANK
七　BANCO EUROPEO DE INVERSIONES
八　BANCA EUROPEA PER GLI INVESTIMENTI
九　EUROPESE INVESTERINGSBANK
十　EUROOPAN INVESTOINTIPANKKI
十一　EUROPEISKA INVESTERINGSBANKEN
十二　ΕΥΡΩΠΑΪΚΗ ΤΡΑΠΕΖΑ ΕΠΕΝΔΥΣΕΩΝ
十三　EIB
十四　BEI
十五



○経済産業省告示第九十六号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際連合世界食糧計画の標章を次のように指定したので、告示する。

なお、平成十二年通商産業省告示第二百五十三号（国際連合世界食糧計画の標章を指定する件）は廃止する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

一　国際連合世界食糧計画
二　WORLD FOOD PROGRAMME
三　PROGRAMME ALIMENTAIRE MONDIAL
四　PROGRAMA MUNDIAL DE ALIMENTOS
五　برنامج الأغذية العالمي
六　WFP
七　PAM
八　PMA
九



○経済産業省告示第九十七号

商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたラテン・アメリカ統合連合の標章を次のように指定したので、告示する。

なお、平成十三年経済産業省告示第百九十七号（ラテン・アメリカ統合連合の標章を指定する件）及び平成十四年経済産業省告示第四百二号（ラテンアメリカ統合連合の標章を指定する件）は廃止する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄